**旅行業約款（渡航手続代行契約の部）**

**（適用範囲）**

第１条　当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

２　当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

**（渡航手続代行契約を締結する旅行者）**

第２条　当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行業者の募集型企画旅行について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。

**（渡航手続代行契約の定義）**

第３条　この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務（以下「代行業務」といいます。）を行うことを引き受ける契約をいいます。

(1) 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続

(2) 出入国手続書類の作成

(3) その他各号に関連する業務

**（契約の成立）**

第４条　当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。

２　渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承認し、前項の申込書を受理したときに成立するものとします。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

４　当社は、業務上の都合があるときは、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

５　当社は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他の必要な事項を記載した書面を交付します。

６　当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

７　前項の場合において、旅行者の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

**（守秘義務）**

第５条　当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。

**（旅行者の義務）**

第６条　旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

２　旅行者は、当社が定める期日までに受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

３　当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在日外国公館その他の者に、手数料、査証料、委託料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該査証料を支払わなければなりません。

４　受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行者、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければなりません。

**（契約の解除）**

第７条　旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。

２　当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することがあります。

(1) 旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。

(2) 当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めたとき。

(3) 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等又は前条第４項の費用

(4) 第３条第１号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可（以下「旅券等」といいます。）を取得できないおそれが極めて大きいと当社が認めるとき。

３　前２項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び前条第４項の費用を負担するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

**（当社の責任）**

第８条　当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して６ヶ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

２　当社は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

**旅行業約款（旅行相談契約の部）**

**（適用範囲）**

第１条　当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

２　当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

**（旅行相談契約の定義）**

第２条　この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。

(1) 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言

(2) 旅行の計画の作成

(3) 旅行に必要な経費の見積り

(4) 旅行地及び運送･宿泊機関等に関する情報提供

(5) その他旅行に必要な助言及び情報提供

**（契約の成立）**

第３条　当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。

２　旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

４　当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

　(1)　旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

　(2)　旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

　(3)　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれ準ずる行為を行なったとき。

　(4)　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なったとき。

　(5)　その他当社の業務上の都合があるとき。

**（相談料金）**

第４条　当社が第２条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければなりません。

**（契約の解除）**

第５条　当社は、旅行者が第３条第４項第２号から第４号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。

**（当社の責任）**

第６条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して６ヶ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

２　当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送･宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送･宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送･宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

**海外旅行**

**手配旅行に係る取扱料金**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **内容** | | **手配取扱料金** | **変更手続料金** | **取消手続料金** | **備考** |
| 日本発国際航空券 | (1) 当社取扱ディスカウント航空券 | 1人1件 | 2,100円以上 20%以内 | 5,250円 | 5,250円以上 20%以内 | 一部使用航空券・紛失などの清算手続きは1人1件につき、5,250円 |
| (2) 正規運賃航空券及び正規運賃割引航空券 |
| 海外発航空券 | (1) 日本発の航空券手配がある場合 | 1人1件 | 2,100円以上 20%以内 | 5,250円 | 5,250円以上 20%以内 | 1区間を1件とします |
| (2) 日本発の航空券手配がない場合 |
| 周回航空券 | 世界一周航空券等 | 1人1件 | 2,100円以上 20%以内 | 5,250円 | 5,250円以上 20%以内 |  |
| 運送機関と宿泊機関等の手配を単一に行う場合 | | 1人1件 | 2,100円以上 20%以内 | 5,250円 | 5,250円以上 20%以内 |  |
| 運送機関と宿泊機関等の手配を複合して行う場合 | | 1人1件 | 5,250円以上 25%以内 | 5,250円以上 25%以内 | 5,250円以上 20%以内 |  |
| 募集型企画旅行の旅程の一部変更 | | 1手配 | 3,150円 | - | - | 弊社が承諾した場合に限定 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **内容** | | **手配取扱料金** |  |
| 緊急発券手続料金 | (1) 当社取扱ディスカウント航空券 | 1人1件 | 2,100円以上 20%以内 |  |
| (2) 正規運賃航空券/正規割引運賃航空券 |
| 当日発券手続料金 | 当社取扱ディスカウント航空券 | 1人1件 | 2,100円以上 20%以内 | 手配料金は別途要 |
| (2) 正規運賃航空券/正規割引運賃航空券 |
| 添乗サービス料金 |  | 1人1日 | 63,000円 | 宿泊・交通費は別途要 |
| 空港等での斡旋 | 日本国内の空港等での斡旋サービス | 社員1人 | 15,750円 | 宿泊・交通費は別途要 |
| サービス料金 | 上記のサービスを、深夜・早朝・日曜・祝日に行う場合 | 上記料金に | 5,250円増 |  |
| 通信連絡料金 | お客様の依頼により緊急に現地手配、変更、取消のための通信連絡を行う場合等 | 1件 | 3,150円 | 電話料、その他通信実費は別途要 |

**＜注＞**

1. 上記料金には、消費税が含まれています。
2. お客様の都合により、変更又は取消を行う場合は、運送機関・宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
3. 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれません。係る実費を別途申し受けることがあります。
4. 払戻手続には、当該航空券・パーツ商品のクーポンが必要です。紛失等ご提出がない場合は払戻しができません。予めご了承下さい。
5. 同一の宿泊機関に連泊される場合は、まとめて1件として取扱います。

**渡航手続代行料金**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **内容** | **料金** | |
| 旅券 | (1) 旅券申請手続 ※申請書類作成のみ(交通費は別途要) |  | 3,675円 |
| (2) (1)と旅券の申請又は受領のための都道府県庁等への同行案内(交通費は別途要) | (1)の料金に | 5,250円増 |
| (3) (1)と旅券の代理申請又は法令で認められている代理受領(交通費は別途要)< | (1)の料金に | 5,250円増 |
| (4) (1)と緊急渡航手続(交通費は別途要) | (1)の料金に | 6,825円増 |
| 査証(ビザ) | (1) 観光性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行 | 1国につき | 6,825円 |
| (2) 商用・業務性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行 | 1国につき | 10,500円 |
| (3) 移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により渡航する場合 | 1国につき | 31,500円 |
| (4) 査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続(手続代行者への実費は別途要) | (1)又は(2)又は(3)の料金 | |
| (5) 緊急査証手続 | (1)の料金に | 10,500円増 |
| (6) 米国のESTA(電子渡航認証システム)の代行 | 1名につき | 6,300円 |
| (7) オーストラリアのETAS(電子入国許可登録システム)の代行 | 1名につき | 6,300円 |
| (8) 査証免除の手続書類の作成 | 1国につき | 2,100円 |
| 渡航手続に関するご案内、旅券・査証の有効性の確認 | | 1名につき | 3,150円 |
| 出入国記録書 | 出入国記録書類の入手・作成 | 1国につき | 4,200円 |
| 税関申告書 | 税関申告書の入手・作成 | 1国につき | 4,200円 |
| 検疫 | 検疫所、保険所、診療所等への同行又は検印の取得代行  (処置料、交通費は別途要) |  | 5,250円 |
| 各種証明書 | 警察証明書、兵役証明書、健康証明書、卒業証明書等の取得同行案内署名認証の取得代行(認証料、交通費は別途要) |  | 5,250円 |
| 再入国許可 | 再入国許可の申請手続 |  | 5,775円 |
| その他 | 上記以外の書類作成代行、代理申請、受領、その他の手続 | 契約締結時に明示した料金 | |

**＜注＞**

1. 上記料金には、消費税が含まれています。
2. 上記料金は、1人又は1件又は1国を対象とした料金で、各該当料金は合算して申し受けます。
3. 上記料金は、旅行契約を締結しない場合又は解除される場合でも払戻しは致しません。
4. 同行案内、代理申請・受領等を行う際の交通費実費、送料実費及び査証手続代行者への実費は、別途申し受けます。
5. 旅券印紙代、査証料・審査料、認証料、公証料等は、別途申し受けます。

**相談料金**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **内容** | **料金** | |
| 手配取扱料金 | (1) お客様の旅行計画作成のための相談 | 基本料金30分まで | 5,250円 |
|  | 以降30分ごとに | 3,150円 |
| (2) 旅行日程表の作成 | 1件につき | 3,150円 |
| (3) 旅行に必要な費用の見積書作成 | 1件につき | 3,150円 |
| (4) 旅行地及び運送機関、宿泊機関等に関する情報提供 | 資料(A4版)1枚につき | 1,050円 |
| その他の旅行 | 留学、移民、国際結婚等特殊な目的を伴う渡航相談 | 基本料金30分まで | 5,250円 |
|  | | 以降30分ごとに | 3,150円 |
| お客様の依頼による出張相談 | | 上記の料金に | 5,250円増 |

**＜注＞**

1. 上記料金には、消費税が含まれています。
2. 上記料金に、旅行契約を締結しない場合、解除される場合でも払戻しは致しません。

**国内旅行**

**手配旅行に係る取扱料金**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **内容** | **料金** | |
| 手配取扱料金 | (1) 運送機関と宿泊機関等の手配を単一に行う場合 | 1件につき | 525円 |
| (2) 運送機関と宿泊機関等の手配を複合して行う場合 | 旅行費用総額の | 25% |
| 変更手続料金 | (1) 運送機関と宿泊機関等の予約手配の変更 (宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む) | 1件につき | 525円 |
| (2) 運送機関と宿泊機関等の手配を複合して行う場合 | 旅行費用総額の | 25% |
| 取消手続料金 | (1) 運送機関と宿泊機関等の予約手配の取消 (未使用乗車船券・宿泊券等の精算手続がある場合はそれを含む) | 1件につき | 525円 |
| (2) 運送機関と宿泊機関等の手配を複合して行う場合 | 旅行費用総額の | 25% |
| 募集型企画旅行の旅程の一部変更手配 ※弊社が一部変更を承諾した場合に限ります | | 1件につき | 525円 |
| 添乗サービス料金 |  | 1人1日につき | 31,500円 |
| 空港等での斡旋サービス料金 | (1) 空港等での斡旋サービス (宿泊・交通費は別途要) | 社員1人につき | 10,500円 |
| (2) 上記のサービスを、深夜・早朝・日曜・祝日に行う場合 | 上記料金に | 5,250円増 |
| 通信連絡料金 | お客様の依頼により緊急に現地手配、変更、取消のための通信連絡を行う場合等 | 1件につき (電話料、その他通信実費は別途要) | 525円 |

**＜注＞**

1. 上記料金には、消費税が含まれています。
2. 手配取扱料金、変更手続料金は、当該手配を取消される場合でも払戻しは致しません。
3. お客様の都合により、変更又は取消を行う場合、クーポン券類をお渡しする前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部又は全部を終了しているときには、運送機関・宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
4. 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれません。係る実費を別途申し受けることがあります。
5. 同一の宿泊機関に連泊される場合は、まとめて1件として取扱います。

**相談料金**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **内容** | **料金** | |
| 観光旅行 | (1) お客様の旅行計画作成のための相談 | 基本料金30分まで | 2,100円 |
|  | 以降30分ごとに | 2,100円 |
| (2) 旅行日程表の作成 | 1件につき | 2,100円 |
| (3) 旅行に必要な費用の見積書作成 | 1件につき | 2,100円 |
| (4) 旅行地及び運送機関、宿泊機関等に関する情報提供 | 資料(A4版)1枚につき | 1,050円 |
| お客様の依頼による出張相談 | | 上記の料金に | 5,250円増 |

**＜注＞**

1. 上記料金には、消費税が含まれています。
2. 上記料金に、旅行契約を締結しない場合、解除される場合でも払戻しは致しません。